

# 令和5年度空港周辺エリア新モビリティ導入可能性調査 及び実証実験等業務委託に係るプロポーザル募集要項

## I 事業目的

空港周辺エリアにおける来訪者を対象に、日帰り又は宿泊で同エリア内の交通結節点や観光施設等（以下「アクセスポイント」という。）のアクセス性や回遊性を高めるため、新モビリティ導入による実証実験を行い、来訪者が楽しみながら、ストレスなく移動できる実現可能な手法の導入を検討する。

## II 事業内容に関する事項

### 1 業務名

令和5年度空港周辺エリア新モビリティ導入可能性調査及び実証実験等業務委託

### 2 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

### 3 業務期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

### 4 委託金額の上限額

7,500 千円（消費税等含む）

### 5 スケジュール

項目	日程
募集要項の公表	令和5年5月22日
募集要項に対する質問受付期間	令和5年5月22日～29日
募集要項に対する回答	令和5年6月2日（予定）
資格審査及び提案審査書類の提出	令和5年6月5日～6月19日
審査結果の公表	令和5年6月26日（予定）

### 6 事務局

島田市市長戦略部戦略推進課重点施策担当

住所：〒427-8501 静岡県島田市中心1番の1

電話：0547-36-7406 FAX：0547-36-1425

E-MAIL：senryakusuishin@city.shimada.lg.jp

書類の提出や問い合わせは、土日祝日を除き、午前9時から午後5時までに事務局にすること。

### Ⅲ 応募に関する事項

#### 1 募集に関する質問

##### (1) 受付期間

令和5年5月22日(月)～令和5年5月29日(月)

##### (2) 質問方法

質問の内容を質問書(様式1-1)に簡潔に記入し、事務局に提出する。  
FAXまたは電子メールによる提出の場合は、電話で送達確認する。

##### (3) 回答

令和5年6月2日(金)に市ホームページに質問者を伏せて回答する。  
ただし、意見表明と解されるものについては回答しない場合がある。

#### 2 参加資格

参加者は、次の条件を全て満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は、再生手続きを行っている法人ではないこと。

(3) 島田市入札参加制限等措置要綱(平成19年島田市告示第159号)による入札参加制限に該当しないこと。

(4) 公租公課を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をする者及び同条第2号に規定する暴力団と関わりがないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条第2項第1項に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。

#### 3 提出書類

##### (1) 受付期間

令和5年6月5日(月)～令和5年6月19日(月)

##### (2) 資格審査書類(正本、副本各1部ずつ)

書類名	書類の概要	写し	備考	様式
参加申請書	—	—	—	2-1
委任状	複数の事業者と共同で実施する場合、代表法人への委任をする。	—	押印が必要	2-2
会社概要書	参加者の商号、本店所在地、会社規模、事業等を確認する。	可	全ての事業者について提出する。(パンフレットも可とする)	添付 1

納税証明書	国税、県税及び市税に滞納が無いことを確認する。 (法人税・消費税及び地方消費税、固定資産税)	可	全ての事業者について提出する。(3か月以内に交付されたもの)	添付 2
変更申請書	参加申請後に変更が生じた場合に使用する。	—	令和5年6月19日までに提出。	2-3
参加辞退書	参加申請後に辞退する場合に使用する。	—	—	2-4

### (3) 提案審査書類について

下記の様式を提出すること(正本2部、副本5部)

また、提案審査書類の電子データを一式まとめたCD-R1枚を提出する。

メール又はFAXによる提出は不可とする。

記載事項		詳細	様式
企画 提案書	全般	・A4サイズを指定、記載方法と頁数は任意とする。	3-1
	表紙	・提案者名と提出日を記載する。	
	現状把握	・島田市内における歴史・観光資源やコンテンツ、既存モビリティの長所や短所を記載する。	
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験に用いる新モビリティの種類や仕様、設置する台数やアクセスポイントとその理由を記載する。 ※カタログや取扱説明書等がある場合は添付する。 (ただし、市が提供できる見込みの超小型EV自動車は除く。)</li> <li>・新モビリティの使用にあたり、予約方法、使用方法、利用料金、支払い方法、利用可能時間等を記載する。 ※カタログや取扱説明書等がある場合は添付する。</li> <li>・新モビリティの導入により、新たに接続される区間や利用が想定されるエリアを記載する。</li> <li>・実証実験の分析をするための情報収集のツールや方法を記載する。</li> <li>・実証実験の利用者を増やすためのPRやイベント等の内容とその効果について記載する。</li> </ul>	
	事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験の準備期間及び実施期間</li> <li>・PRやイベントの準備期間及び実施期間</li> <li>・実証実験等の分析をする期間</li> <li>・業務完了予定日</li> </ul>	
	事業実施体制	・新モビリティの調達や維持管理、事業の運営、利用料金の徴収や管理、各種データの収集や管理、事故やトラブルに対する実施体制を記載する。	

	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新モビリティの維持管理方法、事故やトラブル等が生じた場合の対応を記載する。</li> <li>・交通事故等を防止するための方法を記載する。</li> <li>・加入する保険の内容について記載する。（市が提供する車両も含む。）</li> </ul>	
	自由提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に記載のない事項で、本事業の目的を達成するために効果的な方法や手法について記載する。</li> </ul>	
事業収支計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4サイズを指定、記載方法と頁数は任意とする。</li> <li>・事業実施に要する費用の内訳（費用名、数量、期間、金額等）を記載する。</li> </ul>	3-2

#### IV 審査に関する事項

##### 1 審査方法

- (1) 書類選考による公募型プロポーザル方式とし、庁内審査委員による提案審査を行う。（提案者によるプレゼンテーションはありません。）
- (2) 評価点を合計し、平均点が最も高い提案者を優先交渉権者とし、次点を次点交渉権者とする。
- (3) 提案者が1者の場合でも、審査を行い、最低合格点は全体の6割とする。

##### 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において、失格となった提案者が優先交渉者に選定されているとき、発注者はその選定を取り消す。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行なった場合
- (4) 本募集要項に違反した場合
- (5) その他、本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合

##### 3 結果の公表

###### (1) 公開日

令和5年6月26日（月）（予定）

###### (2) 結果の通知

個別に提案者へ結果通知し、市ホームページ上に選定された提案者と点数を掲載する。

なお、審査結果に対する質問や異議は受け付けない。

## V その他

応募に係る費用、応募書類に関する取扱いは次のとおりとする。

- 1 応募に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- 2 応募書類は、提出期限後の差し替え、再提出は認めず、また返却しない。
- 3 応募書類に係る著作権は、提案者に帰属する。
- 4 第三者の著作権等に関わるものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。